

平成 30 年 3 月 9 日

篠栗町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

篠栗町農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第 7 条に基づき、篠栗町農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1)3 年後の遊休農地面積 14ha 以内に抑える

【目標設定の考え方】

当町は山間地に荒廃農地の多くを抱えているものの、解消すべき遊休農地はない。ただし、今後毎年の調査で把握することとなる遊休農地を早い段階で解消するため、今後農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を強化する。3 年間で委員一人当たりが管理監督可能な面積を 1ha としたことで 14ha 以内とした。

(2)遊休農地解消の具体的な取組み方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携を取り、農地パトロールを実施し所有者の利用状況調査や相談・指導を行う。
- ・農地利用状況調査後に、現況に応じた「非農地判断」を実施する。

2. 担い手への 3 年後の農地利用集積について

(1)担い手への農地利用集積目標 20ha

【目標設定の考え方】

管内の農地面積 253ha に対して担い手へのこれまでの集積面積は 17ha（平成 30 年 2 月末現在）で集積率は 6.72 パーセントである。今後この 17ha を維持しつつも、今後新規に 3ha の上乗せを図り、集積目標を 20ha とした。

(2)担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組み方法

- ・集積農地の貸借更新を積極的に進めるため、農業委員並びに農地利用最適化推進委員による活動を強化し、中間管理事業の活用を中心とした担い手への農地の集積を推進する。

3. 新規参入 3 年後の促進について

(1)新規参入の促進について 1 経営体

【目標設定の考え方】

過去 3 年間の新規参入者の実績から算出し設定した。

(2)新規参入の促進に向けた具体的な取組み方法

新規就農者や意欲ある事業者に対し支援するとともに農地集約を促進し、農業経営体の強化を図る。